

陳 情 書

《項目》

出入国管理及び難民認定法改正の政府与党案に対する反対表明の意見書を提出していただきたく願います。

《趣旨》

現在、国会では入管法（出入国管理及び難民認定法）の審議が行われ、政府与党案として提出された改正案は衆議院を通過し、参議院での審議が始まっています。

私はこの政府与党案である改正案が、なぜ現状の内容で提出されたかを疑問に思っています。皆さまもご存知の通り、この与党案は、2年前に廃案となった旧法案とほぼ同じ内容であるからです。2年前の3月、旧法案に対し、国連人権理事会の特別手続きである、移住者の人権に関する特別報告者／恣意的拘禁作業部会／思想信条の自由に関する特別報告者／拷問等に関する特別報告者が共同書簡を送り、旧法案は国際人権法に違反する旨の指摘をしました。（これに対し当時政府は同年6月、当法案は成立しなかったと述べ、「出入国管理及び難民認定法に基づく外国人の受入れを推進する」として共生社会の実現を目指す旨を述べています。）

この国連人権理事会の指摘を無視する形で、廃案とした旧法案からほぼ変更なく与党改正案が提出されたことを、そしてこの法案が衆議院を通過したことを、市議会の皆様はどのように受け止めておられるのでしょうか。

当時も多く深刻な人権侵害の問題を抱える国々がありながら、法案審議の段階で日本にこのような書簡が送られたということが何を示していたのでしょうか。これは私の想像に他なりません。収容者に対する入管施設における非人道的な処遇や死亡者の多さの問題を把握し、難民認定率の低さと合わせて、国連が日本を注視していた、ということではないかと思います。国際条約締約国である日本に世界が抱くイメージと、その実態との乖離があると捉え、尚も条約に反する方向へ進もうとする日本政府の姿勢に、緊急性を感じたからではないだろうかと思えます。

国会審議が進む中で、難民認定審査において、ごく少数の参与員が一件あたり数分という短時間で効率を優先とした書類審査を行って来た可能性が浮上しました。その一方で、司法の判断で不許可取り消しとなり資格を得るケースが少なくないことも指摘されています。これは、参与員や職員が審査

を怠ったというよりも、審査の構造的な問題ではないかと考えられます。

難民認定審査は機械的な作業であってはならず、専門的な知識や世界情勢の現状把握を必要とし、個々の当事者の状況を把握することに尽力し検討する必要があることは、国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所の難民認定基準ハンドブック―難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き―（改訂版）でも示されています。対案とされる野党4会派による入管法改正案及び難民等保護法案で示されているように、審査において第三者機関を設ける必要があると考えます。

現行法のもとで本来地位を認められるべき難民がこぼれ落ちてしまっていることが示されている状況で、3回目申請以降は送還停止効が解除され強制送還され命を落とす危険に晒される方が生まれる懸念のある内容を盛り込んだ政府与党案を、見直さない理由はあるのでしょうか。

また、皆さまもご存知のように入管法や入管の運用における深刻な課題として、長期収容の問題があります。先日国会でも再び議論に上がっておりましたように、入管という行政施設において身体の拘束を受ける中、収容者が健康を害し命を落としてしまう事件が起きました。亡くなられた方の多さに、改めて衝撃が走ったのではないのでしょうか。

同じく国会質疑の中で取り上げられ読み上げられました名古屋入管が示した仮放免不許可の理由は、入管が仮放免不許可や収容を処罰のように捉えている印象を伺うものでした。申請中の手続として限定的に当事者の身体を自由を奪うという収容という処遇が、施設内で形を変えてしまっていることが懸念されます。この収容という当事者の自由を奪い身体を拘束することに関して、司法判断が入らないことも国連人権理事会の書簡で厳しく指摘をされていました。状況を改善させることが急務である中、司法判断を盛り込むことを検討せず、入管組織内での判断を続けようとする理由は何でしょうか。

国連人権理事会の書簡で指摘を受けた箇所及び深刻な状況を生む懸念のある幾多の点を全てここに書き出すことはいたしません。子どもの権利を保護する明確な条文がないこと等、事実上の廃案となったはずの旧法案と類似した入管法改正の政府与党案に対し、『人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例』を掲げる狛江市議会の立場から、日本が国際的な人権意識から遠退き、世界的な課題となっている紛争や迫害及び気候変動の被害者である難民や移住者の保護を適切に行うことについてその体制を国際条約に反く方向へ舵を切ろうとしていることに、反対の意を表明し、意見書を提出していただきたく思います。

これは、政党間の問題ではなく、日本という国が難民問題にどう取り組むかということの表明であり、人間の命の問題であると考えます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。